

平成 29 年 2 月 24 日

各 位

会社名 東鉄工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 柳下尚道
(コード番号 1835 東証第1部)
問合せ先 取締役執行役員
管理本部長 小池仁
(TEL. 03-5369-7698)

業務の適正を確保するための体制（内部統制システム等に関する事項） の一部改正に関するお知らせ

当社の「業務の適正を確保するための体制（内部統制システム等に関する事項）」は、コーポレート・ガバナンスの状況として、ホームページ等に掲示しておりますが、平成 29 年 2 月 24 日開催の取締役会において、これを一部改正することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。（下線部分を削除）

記

業務の適正を確保するための体制（内部統制システム等に関する事項）

1. 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- （1）当社グループの役職員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため、東鉄工業行動憲章を全役職員に周知徹底する。
- （2）コンプライアンス担当役員（CCO）を置き、コンプライアンス統括部署を設置するとともに、本部、支店、子会社それぞれにコンプライアンス責任者（CO）及びコンプライアンス担当者を配置する。
- （3）コンプライアンス委員会を定期的を開催し、当社グループのコンプライアンス体制の確立、浸透、定着を図る。
- （4）内部統制本部は、監査を通じて、内部統制システムに対する監視を行う。
- （5）監査役は、この内部統制システムの有効性と機能を監視し検証する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項は、当社の社内規定に従って管理を行い、取締役は常時閲覧可能とする。

3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「取締役会規程」を定め、取締役会において、会社運営に関する基本方針及び業務執行に関する重要事項を決議する。また、「取締役会規程」及び「職務権限規程」を定め、業務執行にあたって責任の明確化と意思決定の迅速化を図る。

4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理に関する体制を整備するため、リスク管理に係る規則の見直し及び制定や役職員への教育研修等を実施するとともに、当社グループの役職員に対する内部通報システムの整備等を行う。

また、「財務報告に係る内部統制システム」における社内体制の整備等を含め、全社的內部統制機能を強化する。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社管理規程により、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、定期的に報告を受ける。
- (2) リスク管理に係る規則により、子会社はリスクに関する管理体制を構築する。
- (3) 年度計画に則り、当社グループが達成すべき目標を明確化するとともに、子会社ごとにPDCA手法により業務遂行状況の評価、管理を行う。
- (4) 当社グループの役職員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため、東鉄工業行動憲章を子会社の全役職員に周知徹底する。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

- (1) 監査部に所属する使用人に、必要あるときは、監査役の職務の補助業務を担当させる。
- (2) 監査部の当該使用人の人事等については、事前に監査役と協議する。
- (3) 監査役の職務の補助業務を担当する使用人が、その業務に関して監査役から指示を受けたときは、専らその指揮命令に従う体制を整備する。

7. 監査役への報告に関する体制

- (1) 当社グループの役職員は、職務執行に関して重大な法令・定款違反、もしくは不正行為の事実、又は会社に重大な損失を与える事実が発生し又は恐れがあることを知ったときは、遅滞なく監査役に報告する。
- (2) 当社グループの役職員は、事業、組織に重大な影響を及ぼす決定をしたときは遅滞なく監査役に報告する。
- (3) 当社グループの役職員を対象とした内部通報システムを整備し、当社の監査役を通報窓口とする。
- (4) 第三者からの通報は、当社ホームページ上のお問い合わせ窓口（メール）又は電話で受付し、必要ある場合は監査役へ報告する。
- (5) 当社グループの役職員が上記各項に係る通報をしたことを理由として、不利益な取扱いをすることを禁止する。

8. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 代表取締役は監査役と定期的な意見交換の場を設け、会社運営に関する意見の交換のほか意思の疎通を図る。
- (2) 当社は、効果的な監査業務の遂行のため、監査役と監査部との連携を図る。

10. 当社グループの業務の適正を確保するための体制の運用状況に関する事項

当社グループの業務の適正を確保するための体制の運用については、取締役会において定期的に検証を行い、事業年度の運用状況の概要を事業報告に記載する。

11. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは「東鉄工業行動憲章」において、「私たちは、市民社会の秩序と安全に脅威を与える反社会的勢力や団体に対しては、毅然とした態度で臨みます。」と宣言し、反社会的勢力との関係遮断に取り組む。

また、警察当局や関係機関などと十分に連携し、反社会的勢力に関する情報を積極的に収集ならびに共有化するとともに、研修等の機会を通じて反社会的勢力への対応について教育・研修を継続して行う。

以上